解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為で定めた存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

長崎市宝栄町三番一五号

財団法人長崎県友愛会館

代表清算人　山下　金守

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月四日開催の臨時総会の決議により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

熊本県熊本市東区戸島五丁目一〇番一五号

社団法人熊本県生乳検査協会

代表清算人　吉田　孝壽

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年一月十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

宮崎県串間市大字奈留五一九一番地

医療法人鴻風会

清算人　鴻野　貞彦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月二十二付けで沖縄県知事の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

沖縄県糸満市西崎町三丁目一番地

財団法人糸満市公共施設管理センター

代表清算人　兼島　景孝

解散公告（第三回）

当社は、平成十三年八月十日開催の社員総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

千葉市中央区本町二丁目六番一号

有限会社三和住宅

清算人　山口　一郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年二月二十六日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

東京都三鷹市上連雀二丁目三番一二号高橋ビル一階

医療法人社団雅美会

清算人　立花　愛子

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

東京都中野区中野二丁目一三番一四号

財団法人中野区中小企業退職金共済会

代表清算人　金野　晃

解散公告（第三回）

当基金は平成二十五年三月二十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

東京都中央区日本橋浜町二丁目一九番九号

全国商品取引業厚生年金基金

代表清算人　二家　勝明

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

東京都品川区上大崎二丁目一一番三号パインハイツ目黒三〇二号室

財団法人史料調査会

代表清算人　田尻　正司

解散公告（第三回）

当生産森林組合は、県知事の認可書到達により平成二十五年二月十三日に解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

富山県南砺市東城寺一四二番地

東城寺生産森林組合

清算人　林　倫則

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為に定める存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

山梨県富士吉田市上吉田二二七七―三

財団法人山梨県郡内地域地場産業振興センター

代表清算人　前田　重夫

解散公告（第三回）

当財団は、平成二十五年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当財団に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

山梨県南巨摩郡身延町大字下山字藤塚一五七八番地

財団法人山梨県富士川地域地場産業振興センター

清算人　望月　仁司

解散公告（第三回）

当組合は、総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷九八一七番地

坪山生産森林組合

清算人　吉越　基博

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

岐阜県瑞浪市明世町山野内一番地の一三

財団法人瑞浪市施設公社

代表清算人　勝　康弘

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

岐阜県土岐市泉町大富二一四番地の一

財団法人土岐市施設管理公社

清算人　小島　三明

解散公告（第三回）

当土地改良区は、土地改良法第百三十五条第一項第二号の規定により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

岐阜県本巣郡北方町本巣県事務所内　連絡先岐阜市端詰町五五番地オフィスⅠ・Ｏ・Ｐ二階

清算法人本巣郡伏越土地改良区

清算人　秋保　賢一